

平成29年度  
一般監査報告書

九州地方整備局

平成30年3月

# 平成29年度一般監査について

平成30年3月  
九州地方整備局

## 【一般監査の実施】

九州地方整備局の事務の合理的運営、官紀の保持及び不正行為の防止に資することを目的として、管内の平成29年度監査対象事務所における取組状況等を把握するため、以下の全国共通重点事項及び九州地方整備局重点事項を中心に、平成29年7月から平成29年12月にかけて監査を実施した。

これらの監査を踏まえて取りまとめた平成29年度一般監査報告は、以下のとおりである。

## 【監査項目】

### 1 全国共通重点事項

#### (1) コンプライアンスの取組

- ・コンプライアンス推進計画の取組について
- ・国家公務員倫理法等遵守の取組について

### 2 九州地方整備局重点事項

#### (1) 健康で風通しのよい職場の環境づくりの取組

- ・職員の心身の健康管理の取組
- ・ワークライフバランス推進の取組
- ・ハラスメント防止対策の取組

#### (2) 国民から信頼される行政運営の取組

- ・行政情報の管理等に関する取組
- ・入札・契約手続きの誤り防止と再発防止の徹底
- ・「品確法」改正に伴う適切な運用
- ・工事事務事故防止及び安全管理の取組
- ・防災・危機管理の取組
- ・行政サービス改善の取組
- ・広報広聴等の対外的なコミュニケーションの取組
- ・適切な用地業務の執行の取組

### 3 その他指示・指導事項

### 4 平成27・28年度一般監査のフォローアップ

<参考> 推奨事項

【監査実施事務所】

一般監査は、3年間で全ての事務所を一巡する計画で実施しており平成29年度は、下記の12事務所について監査を実施した。

監査実施事務所	監査期間	監査官
鹿児島営繕事務所	自 平成29年7月13日(木) 至 平成29年7月14日(金)	主任監査官 入札契約監査官 監査官2名
大分川ダム工事事務所	自 平成29年8月 2日(水) 至 平成29年8月 4日(金)	主任監査官 入札契約監査官 監査官6名
国営海の中道海浜公園事務所	自 平成29年9月27日(水) 至 平成29年9月29日(金)	主任監査官 入札契約監査官 監査官7名
八代河川国道事務所	自 平成29年10月3日(火) 至 平成29年10月6日(金)	主任監査官 入札契約監査官 監査官8名
宮崎港湾・空港整備事務所	自 平成29年10月5日(木) 至 平成29年10月6日(金)	技術審査官 監査官3名
菊池川河川事務所	自 平成29年10月11日(水) 至 平成29年10月13日(金)	主任監査官 入札契約監査官 監査官7名
大分河川国道事務所	自 平成29年10月24日(火) 至 平成29年10月27日(金)	主任監査官 入札契約監査官 監査官9名
苅田港湾事務所	自 平成29年11月 1日(水) 至 平成29年11月 2日(木)	技術審査官 監査官3名
山国川河川事務所	自 平成29年11月 8日(水) 至 平成29年11月10日(金)	主任監査官 入札契約監査官 監査官7名
博多港湾・空港整備事務所	自 平成29年11月21日(火) 至 平成29年11月22日(水)	技術審査官 監査官3名
九州技術事務所	自 平成29年11月27日(月) 至 平成29年11月29日(水)	主任監査官 入札契約監査官 監査官6名
熊本港湾・空港整備事務所	自 平成29年12月14日(木) 至 平成29年12月15日(金)	技術審査官 監査官3名

# 1 全国共通重点事項

## (1) コンプライアンス推進計画の取組

### 監査理由

職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保することを目的として、平成12年4月に「国家公務員倫理法」及び「国家公務員倫理規程」が施行された。

平成17年5月に直轄の鋼橋上部工工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、平成17年7月に「入札談合の再発防止対策」が取りまとめられ、九州地方整備局では、平成18年11月16日に「九州地方整備局発注者綱紀保持規程」を定めるとともに、九州地方整備局の「発注者綱紀保持マニュアル」を示したところである。

また、更なる官製談合の防止の徹底を図るため、平成18年12月に「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改正され、発注機関職員に対する刑事罰規定の創設や入札談合等関与行為の範囲の拡大等がなされている。

水門設備工事に関する入札談合事件では、平成19年3月8日に公正取引委員会から同法に基づく改善措置要求が国土交通省に出されたことを受け、同日付けで「入札談合の防止について」、平成20年6月30日付けで「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について」の事務次官通知が発出されている。

そういう中であって、近年においても国土交通省職員による不正事案が発生している。平成24年には高知県内の入札談合事案が発覚し、平成24年10月17日付けで公正取引委員会から国土交通省に対して3回目となる改善措置要求がなされたことを踏まえ、同日付け「当面の再発防止対策について」、平成25年3月14日付け「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」により、当該談合事案に関する調査結果とこれを踏まえた再発防止対策がまとめられた。

不祥事により損なわれた国土交通行政に対する国民の信頼を回復するためには、日々の適正な業務執行はもとより、関係事業者等との関わり方に関してコンプライアンスの徹底を図ることが強く求められており、当整備局においては、「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」を踏まえ、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、九州地方整備局コンプライアンス推進本部を設置し、推進計画を作成してコンプライアンスの更なる推進と綱紀の保持、ルールの理解・定着、風通しのよい職場づくりといった「職場の健康づくり」に取り組んでいるところである。

平成28年には中部地方整備局の発注工事に関し、職員による機密情報の

漏洩及び収賄の事案が発覚し、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となった。

以上を踏まえ、監査では、九州地方整備局「職場の健康づくり」推進計画に基づく事務所の取組状況について確認を行った。

また、事務所における取組の推進にあたっては、特に事務所長、副所長等のコンプライアンス関係法令等に対する認識、実践における基本的な考え方について個別ヒアリングを実施した。

## ○コンプライアンス推進計画の取組

### 1) 九州地方整備局「職場の健康づくり」推進計画に基づく事務所推進計画の取組状況の確認

#### 監査結果

[職員の意識啓発関係]

各事務所とも、概ね年度当初の管理職会議等において、推進計画の取組についての説明が行われ、その後、各所属長から所属職員へ周知が図られていることを確認した。

職場の健康づくりミーティングは、各所属単位の自主性に基づき運営されており、身近な話題や本局から情報提供された「他機関等の不祥事情報」等からテーマを選定し、四半期に1回程度の頻度で、主に各所属長が進行・まとめ役を務めて実施していることを確認した。

また、一部の事務所においては、特に以下の取組が行われていた。

- ・各所属単位のミーティングにおいて、全員参加のために、複数回に分けて実施していた。
- ・進行・まとめ役を所属職員の持ち回りで実施する等の工夫をしていた。

ハラスメントや人権に関する各種講習会等を事務所単独で開催、あるいは、職員数が少数の事務所においては、ブロック内の事務所で開催される講習会等に職員を参加させることで意識の向上が図られていることを確認した。

各事務所において、国家公務員倫理規程や発注者綱紀保持規程、入札談合等関与行為防止法の遵守に関しては、各種講習会の開催、各種会議の場やメールの活用による職員への制度周知や注意喚起、あるいは、職場の健康づくりミーティングによる意見交換等を通じて、職員の意識の向上が図られていることを確認した。

#### [発注者綱紀保持関係]

発注事務に関する情報の適切な管理については、九州地方整備局発注者綱紀保持規程第3条の3及び同マニュアルに基づき、情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者を指定(「情報管理整理役職表」の作成)し、情報管理責任者は、発注事務に関する情報の管理状況について少なくとも毎年度1回点検を行い、その結果を情報管理総括責任者へ報告しなければならない。監査においては、「情報管理整理役職表」の作成及び点検・報告状況について確認を行ったところ、殆どの事務所で「情報管理整理役職表」が適正に作成され、指定された職員に対して当該整理表の趣旨、背景等の周知が行われていた。

一方、組織改正等に伴う「情報管理整理役職表」の更新が行われていない事務所や毎年度1回の点検・報告が実施されていない事務所、点検内容について該当すると思われる項目が該当なしとしてチェックされている事務所が見受けられた。発注事務に係る情報管理徹底の観点から、「情報管理整理役職表」の更新、関係者への周知、及び定められた点検・報告を適切に行うよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

職員の事業者等との応接方法については、九州地方整備局発注者綱紀保持規程第7条及び同マニュアルに基づき、公平かつ適正に行い、国民の疑惑や不信を招かない対応が求められている。監査においては、事業者等との応接状況について確認を行ったところ、全ての事務所において発注者綱紀保持規程に定める応接方法等が管理職会議等を通じて職員へ周知・指導がなされ、執務室カウンターや打合せテーブル等のオープンな場所での対応がなされていた。また、事業者等に対しては、執務室への入室制限等の協力依頼が執務室入口に掲示され、周知が図られていることを確認した。

事業者等、国土交通省の職員、他府省の職員又は地方公共団体の職員等からの不当な働きかけに対する対応については、九州地方整備局発注者綱紀保持規程第15条及び同マニュアルに基づき記録、報告等の対応が定められている。監査においては、各事務所における対応状況について確認を行ったところ、全ての事務所において、不当な働きかけがあった場合の対応等が管理職会議等を通じて職員へ周知・指導がなされていた。また、事業者等に対しては、不当な働きかけ対応フローが執務室入口等に掲示され、周知が図られていることを確認した。

## 2) 事務所幹部職員への個別ヒアリングの実施

### 監査結果

各事務所の幹部職員は、常にコンプライアンス意識を持ち、取組の推進にあたっては、「風通しのよい職場づくり」を目指し、自らが中心となり、職員の健康管理や職場内のコミュニケーション、職員のモチベーションの向上に配慮した業務マネジメントに取り組んでいることを確認した。

事務所の幹部職員が、地域の首長や関係機関の長、地元住民の代表者等と接する機会に、事務所に対する地域の期待や感謝を伝えられた場合は、管理職会議等の機会を通じてその内容を伝えることで職員のモチベーションの向上が図られていることを確認した。また、一部の事務所においては、特に以下の取組が行われていた。

- ・ 所内勉強会、地域のイベント参加、事務所事業の広報等において、事務所事業の進捗状況の把握、事務所の課題の共有、職員の連携及び、地域情報の共有等、風通しのよい職場環境の増進に向けた取組を行っていた。
- ・ 事務所事業の説明ができるスキルを身に付けるための講座を事務系、技術系ともに開催し、現場見学会の司会を（事務系、技術系問わず）務めるなど、事務所一体となった広報の取組を行っていた。
- ・ 事務所の職員が管内の地域のイベント等に積極的に参加し、地域住民とコミュニケーションを図る中で、地域から求められているものを理解し、その中で職員が自らの仕事の意義や達成感に繋がる取組を行っていた。
- ・ 職員に対して、「新しい事へのチャレンジ精神を持つこと」、「想像力を働かせること」という方向性を示し、その成果として自らの仕事が社会にどう役立っているかを『見える化』する（新聞等マスコミに取り上げられる）ことで職員のモチベーション向上を図っていた。
- ・ 各課、各出張所の目標及び個人毎のテーマを設定し、実行していく中で、達成感の醸成を図っていた。
- ・ 常日頃から、褒める（励ます）こと、ねぎらいの言葉をかけるよう心がけていた。

一般監査の講評において、コンプライアンスの取組は、基本的には、個々の職員が国土交通行政を担う一員として、常日頃から求められている「やるべきことをやる」、「やってはいけないことはやらない」の二つの側面を踏まえて職務遂行に努めることであり、また、その職務を的確に遂行することが、ひいては、組織に対する国民の信頼を得るための有効な手段であるというポジティブな考えを職員間で共有できるよう、各事務所における更なる取組の充実を要請した。

## ○国家公務員倫理法等遵守の取組状況の確認

### 監査結果

各事務所においては、所内講習会や管理職会議等で倫理法の趣旨を説明しており、年度当初には国家公務員倫理カード及び発注者綱紀保持規程コンプライアンスカードの所持を確認し、全職員に対して同カードの携帯についても指導が行われていることを確認した。また、一部の事務所では、年度当初に国家公務員倫理教本の所持確認を行い、持っていない職員にあらためて配付するとともに倫理講習会等で活用していた。

倫理講習会については、殆どの事務所では複数回の開催により多く職員が受講できる工夫が行われていた。業務の都合で参加できなかった者に対するフォローとして、DVD講習会や講習会資料を配付するなどの対応を行っていた。

国家公務員倫理法令の遵守意識の更なる向上を図るために実施している所内講習会については、引き続き、全職員が講習会を受講できるような環境を整えるよう要請した。



## 2 九州地方整備局重点事項

### (1) 健康で風通しのよい職場の環境づくりの取組

#### ○職員の心身の健康管理の取組

##### 監査理由

心身の健康づくりは、職員のみならず、職員の家族にとっても重要な問題であり、事業の実施にあたる個々の職員が意欲的に職務を遂行する士気をもって、能力を十分に発揮することは、九州地方整備局が社会的要請に応じて国土交通行政を的確に執行するための基本である。そのためには、職員の心身の健康管理に十分留意することが必要であることから、職員の心身の健康管理について監査を実施した。

##### 監査結果

健康管理者及び健康管理担当者、安全管理者及び安全管理担当者の任命については適切に行われており、健康管理委員会についても事務所健康管理委員会設置要領に基づき適切に開催されていた。

定期健康診断は適切に実施され、健康診断結果の再検査通知についても適切に実施されていたが、一部の事務所において、指導区分の決定や通知の時期が遅れている状況が見られたことから、適切に取り組むよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善に向けた方針が示された。

定期健康診断等に係る再検査等を勤務として取り扱うことができることとされているが、その要件や取扱いについては、適切に職員に周知されていた。

再検査及び臨時健康診断については、対象職員の全員が受診している事務所がある一方、一部の事務所では受診者が少ない状況が見られたことから、所属長と連携を図り受診を促す取組を行うよう指導したところ、監査後において当該事務所からの的確な対応を行っていくことが示された。

超過勤務が多い職員を対象とする健康管理医による面接指導は、その所属長が対象となった職員に面接指導通知を手交するとともに、面接指導の受診について勧奨し、対象となる職員が希望したときに実施することとされている。対象職員の半数以上が面接指導を受けている事務所がある一方で、実施率が上がらない状況が見られる事務所があった。このため、対象者本人が心身の健康に問題がないと判断して面接指導を希望しない場合であっても、自己診断チェックリストの活用等により自らの疲労の度合いや体調についての気づきを促したり、所属長から受診の働きかけを行うことを求めたところ、監査後に当該事務所から実施率向上に取り組むとの方針が示された。

熊本地震関連の緊急災害対策派遣職員として派遣された職員は、臨時の健康診断を実施することとされており、多くの事務所は対象者全員が帰還後

に受診していたが、一部の事務所において未受診者がいたため、今後、緊急災害対策派遣職員として派遣された職員の臨時健康診断の確実な実施について指導したところ、監査後において当該事務所からの確かな対応を行う方針が示された。

メンタルヘルス対策については、各事務所間で情報共有を図り、各地域ブロックで開催するメンタルヘルス講習会等へ職員を参加させるなどの取組が行われていた。なお、メンタルヘルス講習会については、各地域ブロックの代表事務所で開催されることから、開催事務所以外の事務所においては、参加人数が少なくなる傾向にある。業務の都合等で講習会に参加出来なかった職員に対して、講習内容の周知を検討することを求めたところ、監査後において講習内容及びメンタルヘルス対策の各種相談制度について周知を行った旨報告がなされた。

## ○ワークライフバランス推進の取組

### 監査理由

職員が責任と誇りを持って生き生きと働けるような環境として、仕事と生活の調和を実現することが不可欠である。平成27年1月には、男女問わず職員が責任と誇りを持って生き生きと働けるような環境づくりを目指して「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省計画」が策定された。このような観点から、超過勤務縮減、年次休暇取得促進、業務改善等の取組は重要であることから、ワークライフバランスの推進、ゆう活やフレックスタイム制の取組について監査を実施した。

### 監査結果

ワークライフバランスの推進やゆう活、フレックスタイム制については、管理職会議や各職員へのメールにより周知されていた。また、一部の事務所において、ゆう活の実施状況について、所内共有フォルダでの情報共有や退庁時刻表示カードを活用し、実施状況が容易に分かるような工夫を行っている事例が見られた。

管理職員による超過勤務縮減の取組として、管理職会議での超過勤務実績の情報共有や、今後の業務計画を基にした業務マネジメントの検討等の取組が全ての事務所で行われていた。

年次休暇等の取得促進の取組については、全ての事務所では四半期毎の休暇等取得計画表を活用するとともに、管理職会議等で休暇取得状況の情報を共有し、所属長が部下職員の業務を把握して必要な調整を行うことにより、年次休暇の取得促進を図る取組が行われていた。

業務改善の取組については、事務所長が管理職会議等においてワークライフバランス推進における業務改善の必要性を説明し、各所属毎に業務改善計画の検討を行い、その結果を管理職会議等で報告させて業務改善を実施する

取組や、業務改善検討部会等を組織して年間を通じて職員からの業務改善提案や意見を受け付けて検討を行う取組が全ての事務所で行われていた。これらにより、業務改善の意識の共有や徹底が図られていた。

## ○ハラスメント防止対策の取組

### 監査理由

ハラスメントは職場内秩序を乱し、組織の正常な業務運営の障害となり得るとともに、不用意な言動は勤務意欲を減退させ、ひいては、精神的な障害に陥る職員を発生せる要因ともなり得る重要な問題である。ハラスメントを防止することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って効率的に勤務できるような働きやすい職場環境を整備するうえで重要な課題であることから、ハラスメント防止対策の取組について監査を実施した。

### 監査結果

全ての事務所において、全職員に対して、管理職会議や職場の健康づくりミーティング、講習会等を通じてハラスメントについての説明や事例紹介、セクハラ等相談員や相談窓口についての周知が行われていた。また、職員が毎年の受講を義務づけられている、人権問題及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修については、年度内に複数回の研修を実施し、業務の都合等で受講できなかった者に対するフォローとしてDVDを用いた講習会などを行い、ほぼ全職員が研修を受講していた。

## (2) 国民から信頼される行政運営の取組

### ○行政情報の管理等に関する取組

#### 1) 行政文書の管理、保管について

### 監査理由

行政文書の適正な管理は、行政を適正かつ効率的に運営するとともに、行政機関の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うするために必要となるものである。

また、情報公開制度や個人情報保護制度を適正に運用するためには、行政文書を適切に分類、作成、保存及び廃棄することが必要であり、関連法令等に基づき行政文書の管理に努めることが重要である。

また、電子決裁については、一連の業務の流れを電子化することによる業務の効率化、行政サービスの向上のほか、ワークスタイルの変革の観点からも積

極的に活用することが重要とされていることから、行政文書の管理、保管及び電子決裁の推進について監査を実施した。

#### 監査結果

行政文書の管理、保管についての周知や、意識啓発の取組として、管理職会議や各職員へのメールにより、行政文書の登録や廃棄、文書管理システムの操作方法等について、周知が行われていた。

行政文書ファイル管理簿の定期的な更新等による整理状況を確認したところ、概ね適切に整理されていた。

行政文書の廃棄については、内閣府の廃棄協議が整った保存期間満了の不要な行政文書の廃棄を行っていた。書庫等において、行政文書の保管状況を確認したところ、一部の事務所で保存期間が満了した行政文書、背表紙に不備がある行政文書ファイル、背表紙に記載のない文書ファイルが見受けられた。行政文書については、行政文書ファイル管理簿への登録及び背表紙の整備を適切に行ったうえで保存し、また、保存期間が満了した行政文書については、所要の手続きを経たうえで適切に廃棄するよう指導した。行政文書の適正な管理、保管は事務所を挙げて取り組む必要があることから、各文書管理者毎に作業工程表等を作成し、全職員で対応する体制を構築するなど、実行可能な計画の策定を検討するよう指導した。

これらについては、監査後において、当該事務所では、文書の管理等に関して、短期及び中長期的な作業の目標設定し、作業工程表に基づいた具体的な作業を明確にして、改善を図るための方針が示された。

電子決裁推進の取組については、管理職会議等において周知徹底されたことなどから、電子決裁の利用促進が図られており、決裁の方法は電子決裁が主流となっている。

## 2) 個人情報の保護について

#### 監査理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的としている。行政機関の保有する個人情報等については適正な管理が求められており、職員に個人情報の保護の意識を浸透させ、一人ひとりが当事者であるとの自覚を持つことが重要であるため、個人情報の保護について監査を実施した。

#### 監査結果

個人情報の保護についての周知や、意識啓発の取組として、管理職会議や各職員へのメールにより、特定個人情報(マイナンバー)の取扱いや個人情報

保護台帳の取扱いについて、周知が行われていた。また、本局から依頼される「国土交通省の保有する個人情報の管理状況等の定期点検について」に基づき、文書管理者毎に作業依頼を行う際にも、あらためて文書管理担当者等に対して更なる周知が図られている。

保有個人情報取扱状況記録台帳及び保有個人情報利用状況の整備は、概ね適正に整備されていたが、一部の事務所の保有個人情報取扱記録台帳において、行政文書ファイル管理簿に登録した情報が反映されていない状況が見受けられたため、通達等に基づき早急に整備するよう指導したところ、監査後に当該事務所では改善を行った報告がなされた。

個人番号(マイナンバー)の管理状況については、規程等に定められた取扱いがなされ、取得されたマイナンバーについては、鍵のかかる金庫等にて適切に保管されていた。

### 3) 情報セキュリティ確保について

#### 監査理由

国土交通省における情報及び情報システムについては、継続的かつ安定的な行政事務の実施を確保するとともに、国民の安全、安心及び信頼の下に電子政府を構築するため、我が国の電子政府の基盤としてふさわしいセキュリティ水準を達成するような適切な情報セキュリティ対策を実施することが必要不可欠であり、情報セキュリティ対策の包括的な規定として、「国土交通省情報セキュリティポリシー」を策定し、情報及び情報システムをあらゆる脅威から守るために、必要な情報セキュリティ確保に最大限取り組むこととされている。

また、日本年金機構等の情報流出や政府機関等へのサイバー攻撃が続いたことから、九州地方整備局でも情報セキュリティに関する各種の強化を行っているが、標的型メール等の新たな脅威にさらされている。それに対抗するためには、職員一人ひとりが情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティに関する意識を向上させることが重要であることから、情報セキュリティの確保について監査を実施した。

#### 監査結果

平成27年度に全面改正された「情報セキュリティポリシー」や情報セキュリティ対策に関する情報については、管理職会議や各職員へのメールにより、全職員に周知を行った旨報告がなされた。

情報の作成、若しくは、入手時の情報の格付けの決定及び格付けの表示については、管理職会議や各職員へのメールにて周知され実施されている事務所もあったが、多くの事務所で徹底されていない状況を確認したので、再度周知徹底するよう指導したところ、直ちにあらためて周知を行い、改善に向けた取組がなされている。

平成25年に発生した、行政事務情報(個人情報)流出のおそれの事案を受

け、工事及び建設コンサルタント業務等における情報管理の徹底に関する注意喚起について通知されており、全ての事務所において、情報セキュリティ確保に関する特記仕様書や業務計画書等への記載が実施されていた。また、受注者から行政情報セキュリティ対策を実施したことが確認できる資料の提出を受けていた。

外部電磁的記録媒体については、デバイス制御ソフトにより管理しており、課等連絡管理者が本局に申請したUSBメモリのみを使用している。USBメモリ管理台帳や利用台帳を整備し、許可された記録媒体に管理番号ラベルを貼り付け、適切に管理されていた。

情報セキュリティにおける要管理対策区域のクラス区分と対策方針が通知されている。要管理対策区域図及び対策方針については、概ね適切に作成され、方針どおりの運用がなされ、その内容が区域情報セキュリティ責任者をはじめ全職員に周知されていた。しかし、一部の事務所では、要管理対策区域図を作成していなかったため、速やかに作成し周知するよう指導したところ、監査後に当該事務所では適切な対応を行った報告がなされた。また、事務所における入退管理対策として、来客者に入館カード等を貸与して着用及び明示している事例や職員等が統一された名札を常時着用して一般来客との差別化を図っている事例を確認した。

#### 【参考法令等】

- ・国土交通省情報セキュリティポリシー（H27.4.21,H29.3.22）
- ・九州地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書（H27.12.24全面改正：最終改正H29.10.1）
- ・情報セキュリティインシデント初動対応マニュアル（H27.12.24：最終改正H29.10.1）
- ・情報セキュリティハンドブック（H28.3）
- ・『情報セキュリティ確保のためのお役立ち5つのポイント』
- ・情報管理の徹底に関する注意喚起（H25.5.31、国九整総第34号、国九整情技第55号）
- ・九州地方整備局が行う工事及びコンサルタント業務等における情報セキュリティの強化について（H25.6.3）
- ・情報管理の徹底について（H26.12.3、国九整総第135号、国九整情技第104号）
- ・外部電磁的記録媒体管理手順書（H29.2：最終改正H29.10.31）
- ・情報セキュリティにおける要管理対策区域図の作成について（H28.7.25）
- ・情報セキュリティにおける要管理対策区域のクラス区分と対策方針（H28.8.30）

## ○入札・契約手続きの誤り防止と再発防止の徹底

### 監査理由

入札・契約手続きの実施にあたっては、透明性及び競争性の確保に努めることが必要であり、また、複雑化した契約手続きを適正かつ的確に実施するためには、事務処理の専門力を高める取組や、入札・契約手続きの誤りが発生し

た場合の原因究明と再発防止を行うことが極めて重要であることから、入札・契約手続きの誤り防止と再発防止の徹底の取組について監査を実施した。

## 1) チェック体制について

### 監査結果

入札・契約手続きに係るチェック体制については、「契約手続き誤り防止対策」及び「入札参加者に交付する設計図書等の確認体制の強化について」が通知されており、事務所においてはチェックリストを活用した確認体制の強化が求められている。監査においては、当該チェックリストの活用状況、チェック体制の実施状況及び各事務所の独自の工夫・取組について確認を行ったところ、殆どの事務所において、「入札参加者に交付する設計図書等チェックリスト」を活用し、契約担当課、発注担当課（設計担当課）双方でのチェックが実施されていた。また、通常のチェックリストに加え、事務所独自のチェックリストを活用している事務所が確認された。

一方、入札参加者に交付する設計図書等の確認について、チェックリストを全く活用していない事務所や、物品・役務契約の一般競争についてチェックリストが活用されていない事務所が、一部見受けられた。入札参加者に交付する設計図書等については、契約担当課及び発注担当課（設計担当課）双方でのチェックリストを活用した確認体制の強化を行うよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

なお、一部の事務所でチェックリストの活用が浸透していない状況を踏まえ、本局担当課においては、その原因の究明及び対応策の検討を行うことが必要である。

## 2) 誤りが発生した場合の報告状況について

### 監査結果

入札・契約手続きにおいて誤りが発生した場合においては、「入札・契約手続きの誤りが発生した場合の報告・処理等フロー」により本局担当課へ報告することとされている。監査においては、平成28年度及び平成29年度における入札・契約手続きの誤り事案の発生状況、本局への報告状況、その後の対応等について確認を行ったところ、監査対象事務所の内、一部の事務所において入札・契約手続きの誤りが発生していたが、当該誤り事案については、全ての事務所において報告・処理等フローに基づき本局担当課への報告がなされ、本局からの指導のもと適切に対応していることを確認した。

### 3) 過去の誤り事例の活用状況、誤り防止等の取組について

#### 監査結果

入札・契約手続きに係る過去の誤り事例を参考とすることは、誤り防止にとって有効である。誤り事例については、事務所発生以外の誤り事案の外、本局主催の「公共契約制度専門力向上セミナー」において整備局内で発生した誤り事例の紹介がなされており、監査においては、これらの誤り事例の活用状況、誤り防止等の取組について確認を行った。

事務所で発生した誤り事案については、それぞれ再発防止対策が作成され、所内説明会や管理職会議等を通じて関係職員へ情報共有が図られていることを確認した。本局主催の「公共契約制度専門力向上セミナー」については、全ての事務所から職員が参加しており、各課から最低1名は参加するよう取り組んでいる事務所も確認された。また、セミナーに参加できなかった職員に対しては、殆どの事務所でセミナー資料の配付、回覧を行ったり、管理職会議等を通じて周知が図られていた。一方、契約セミナーに係る情報が参加者に限られている等、情報共有が不十分な事務所も見受けられたため、入札・契約事務手続き誤り事例等の周知、説明の積極的な取組を実施するよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

誤り防止に向けた取組については、契約担当課と発注担当課（設計担当課）による各案件毎の契約手続き作業スケジュールの管理・情報共有、工事費内訳書比較表の作成、入札公告等の最新のひな型（イントラネットに掲載）を活用した複数名によるチェックなど、各事務所で様々な工夫が行われていることを確認した。

### 4) 違算防止対策について

#### 監査結果

設計・積算の違算防止については、工事費内訳書比較表や事務所チェックリストの活用、決裁時の確認等について通知されている。工事・業務の決裁時等のチェック状況を確認したところ、担当者、係長及び課長等によるチェックや決裁時の確認は実施していることを確認したが、一部の事務所や事務所内の一部の課において、工事・業務のチェックリストなど審査の記録が確認できないものが見られた。このため、違算防止及び効率的な審査の観点から統一された「チェックリスト」等を活用し、かつ審査の記録を残すように指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

なお、一部の事務所でチェックリストの活用が浸透していない状況を踏まえ、本局担当課においては、その原因の究明及び対応策の検討を行うことが必要である。



## ○「品確法」改正に伴う適切な運用

### 監査理由

平成26年6月4日改正品確法が施行され、平成27年1月30日に品確法運用指針が策定され、平成27年4月1日から品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用が開始された。このうち、「発注者責任の明確化」が改正のポイントの一つとなっており、次の3点を中心に監査を実施した。

- 1) 計画的な発注、適切な工期設定
- 2) 適切な設計図書を作成、設計変更
- 3) 受注者との情報共有や協議の迅速化

### 1) 計画的な発注、適切な工期設定について

#### 監査結果

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行については、計画的な発注や適切な工期の設定を行うよう通知されているところである。工事発注計画の策定状況、工期の設定状況について確認したところ、各事務所とも事業の進捗や不調不落の防止等を考慮した発注ロット、適正工期の設定を行ったうえで、年度末に工期が集中しない取組を行っており、多くの事務所では国庫債務負担行為等を活用した平準化への取組を計画的に行っていることを確認した。

工期の設定については、年度末の業務集中を避けるため、極力3月15日以前とするよう通知されているところである。工期設定の状況を確認したところ、維持工事等年間を通した工期が必要となる工事を除き、基本的に工期末を3月15日以前となるよう設定されていたが、一部工事については、3月16日以降となっているものが見受けられた。しかし、工期設定の理由を確認したところ、年度末工期になることがやむを得ない事情であることを確認した。

建設コンサルタント業務等については、品質確保を図る観点から、上半期発注、2月末完了を図ることが通知されている。履行期限の状況を確認したところ、観測や保守点検等年間を通した履行期間が必要となる業務を除き、3月の履行期限となっているものが一部見受けられたが、やむを得ない事情であることを確認した。

### 2) 適切な設計図書の作成、設計変更について

#### 監査結果

工事を施工するにあたって制約を受ける施工条件については、設計図書に

明示するよう通知されているところである。特記仕様書等設計書への記載状況を確認したところ、一部の工事において施工条件確認シートと、特記仕様書の記載内容に差異が見られるものがあった。また、施工条件確認シートを活用していない事務所や施工条件確認シートの活用が適切でない事務所が見受けられた。施工条件明示は、円滑な工事執行を図るうえで不可欠なものであり、確実に記載するとともに、主任監督員等に確実に引き継ぐよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

工事の設計変更については、責任の所在、変更手続きの手順等が定められており、契約関係を適正にすることによって、円滑な請負契約を執行する必要がある。設計変更協議会の開催状況を確認したところ、開催されていない工事が多くの事務所で見られた。開催しなかった理由を確認したところ、除草工事や維持工事等内容が単純であり、受注者側から開催しない申し入れがあったもの等、協議の上実施しなかった案件が多くを占めたが、中には協議をせずに口頭確認のみで実施しなかった工事も複数見られた。設計変更協議会は、受発注者相互の合意を図る場であり、原則1回以上開催することとされており、開催しない場合も協議を行い決定することとなっていることから、開催等の徹底を指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

工事の一時中止については、発注者の中止指示義務等が定められている。工事の一時中止の手続き状況を確認したところ、一部の工事において一時中止の受注者への通知にあたり、管理体制等の基本事項の記載や受注者が作成する基本計画書の提出が確認できない案件が見られた。一時中止の適切な判断、中止、解除箇所の明確な指示、監理技術者の専任の解除、現場管理費等の増加について、基本計画書を受注業者と取り交わすなど、より丁寧な対応を指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、軽微な変更に伴うもの以外はその必要が生じた都度契約変更を行うとともに、変更見込金額が請負代金の30%を超える工事の変更契約を行うとする場合は、本局審査の手続きが定められている。契約変更の状況を確認したところ、概ね適切な本局審査が実施されていることを確認したが、一部の工事において契約変更に係る本局審査を工期末に行っていた事案が見られた。このことから、その必要が生じた適切な時期に、本局審査を含めた契約変更手続きを行うことを指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

契約変更の指示については、文書により指示を行うよう通知されているところである。「文書による指示」の実施状況を確認したところ、一部の業務において、総括調査職員指示とすべきところを主任調査職員指示となっていた事案が見られた。変更指示は、発注者と受注者において明確に確認すべきものであり、適切な調査職員が指示内容及び変更の対象の有無を記載した指示書により行うよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

### 3) 受注者との情報共有や協議の迅速化について

#### 監査結果

九州地方整備局では、受注者との情報共有や協議の迅速化について、「いきいき現場づくり」を推進しているところである。

工事監理連絡会(三者会議)の開催状況を確認したところ、一般土木工事等においては、適切に開催されているか、若しくは、開催していなくても適切に協議がなされていることが確認できたが、複数の河川関係維持工事において、協議を行わずに、工事監理連絡会が実施されていない事案が見られた。工事監理連絡会の開催については、受注者と協議を行い可否を決定することとなっていることから、除草が主体となる河川維持関係工事等の単純な工事では工事監理連絡会の開催について受注者からの要望がない等、開催の必要がない場合は、協議により決定するよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

### ○工事事務事故防止及び安全管理の取組

#### 監査理由

国土交通省では、建設工事における施工の安全確保は公共工事を実施する上での最重要な課題として捉えてきたところであり、発注者・設計者・施工者等が各々の立場で自律的に安全対策を目指すことが必要との認識の基、工事の発注者として安全確保に必要な経費の計上や適切な工期の設定等諸施策を講じてきたところである。このような状況の中、九州地方整備局管内における平成27年度までの工事事務事故の発生件数は、年々減少傾向にあったが、平成28年度には増加に転じた。さらには、平成29年度の4月から6月の3ヶ月で15件と、昨年度1年間の工事事務事故件数の3分の1を上回る工事事務事故が発生しており、このまま推移すれば平成28年度を上回る事となる。

また、特に電気通信関係工事等においては、過去に3年連続で死亡事故を含む墜落落下事故が発生したことを踏まえ、更なる事故防止対策の取組として、平成26年5月15日付け事務連絡で全ての工事及び役務等で、特記仕様書へ高所作業の安全対策についての具体的な記載及び施工計画書への反映をすることとしている。

工事事務事故防止を図るには、工事関係者全員の安全意識の高揚を図り、基本動作や安全ルールの徹底、危険予知とその対策等、各種事故防止対策を積極的に推進していくことが必要であることから、次の3点を中心に監査を実施した。

- 1) 事故防止対策の取組
- 2) 工事安全協議会等の実施状況
- 3) 「工事現場における死亡事故防止対策の実施について」の対応状況

## 1) 事故防止対策の取組について

### 監査結果

工事において発生した事故については、事故原因の分析と再発防止を図るため、事故調査委員会を開催することとされている。事故調査委員会の組織体制を確認したところ、概ね事務所の関係職員が委員となっているが、一部の事務所においては、主任監督員である建設監督官が委員になっていなかった。事故調査委員会は原因究明と再発防止を図ることが重要であり、現場の意見を反映する必要があることから、建設監督官も委員とするよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

架空線切断事故防止及び地下埋設物事故防止については、特記仕様書への記載等について通知されているところである。特記仕様書の記載状況等を確認したところ、概ね適切に記載されていたが、河川の維持修繕工事の一部において、地下埋設物切断事故防止の記載がなかった。公衆事故防止の観点から、特記仕様書への記載を徹底するとともに、施工計画書への記載、調査報告書の提出等を確実に確認するよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

集中豪雨等による工事事故防止については、工事中の水防について、特記仕様書に記載することとされている。特記仕様書の記載状況等を確認したところ、概ね適切に記載されていることを確認したが、道路工事の一部において「工事中の水防」に関する記載がなかった。工事事故防止の観点から、特記仕様書へ記載するよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

## 2) 工事安全協議会等の実施状況について

### 監査結果

工事の安全施工の促進を図るため、工事安全協議会等を実施することとされている。事務所工事安全協議会の実施状況を確認したところ、名称は事務所によって異なるものの、全ての事務所で、ほぼ毎月1回の開催が確認された。また、安全大会の開催状況を確認したところ、全ての事務所において、労働基準監督署の外、県警やNTT、九州電力等と連携して、少なくとも年1回は開催していることを確認した。しかし、現場作業が必要な業務の受注者については、安全大会への参加を呼びかけていない事務所が見られたことから、今後は、参加の呼びかけを行うよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

また、工事の安全管理の状況を把握するため、事務所職員による管内安全

パトロールを実施しているところである。管内安全パトロールの実施状況を確認したところ、班編制や実施回数等実施手法は事務所によって異なるものの、全ての事務所において実施していることを確認した。労働基準監督署、県警と連携し実施している事務所も見られた。

### 3)「工事現場における死亡事故防止緊急対策の実施について」の 対応状況について

#### 監査結果

工事現場において、平成27年度に死亡事故が多発した状況に鑑み、死亡事故防止緊急事故対策の実施について、平成27年12月、平成28年5月、平成28年8月に通知している。また、平成29年度においても墜落転落事故が多く発生していることから、平成29年6月に、工事事務の発生防止の注意喚起の事務連絡を発出している。緊急対策の実施状況について確認したところ、事務所により実施手法は異なるものの、現場代理人等の参加のもと、本局会議資料を用いて「一人KY活動」の実施状況の説明を行う等、適切に注意喚起を行っているとともに、墜落転落事故防止についても現場に周知していることを確認した。

電気通信関係工事等において、特記仕様書及び施工計画書を確認したところ、一部において施工計画書への反映が不十分なものが見られた。このため、現在施工中及び今後の工事等において、適切に記載し、実施するよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

## ○防災・危機管理の取組

#### 監査理由

国土交通省では、災害発生時の対応に関し、災害対策基本法に基づき防災に関してとるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定めた「国土交通省防災業務計画」を作成し、様々な災害に対応する予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階における諸政策を具体的に定めている。

九州地方整備局においても、国土交通省防災業務計画書等に基づき、その所掌に関する防災業務計画書を作成するとともに、常日頃から、災害への対応体制等、必要な措置を講じている。

平成28年4月に発生した熊本地震及び平成29年7月の九州北部豪雨に対し、九州地方整備局では総力を挙げて災害対応にあたっており、その中でも、各事務所等は大きな役割を果たしていることを踏まえ、各事務所等における防災・危機管理の取組について監査を実施した。

## 1) 災害時の要員参集体制について

### 監査結果

各事務所とも災害対策支部運営要領に基づき、事象毎・段階毎に連絡体制を定めるなど、参集に必要な要員を確保する計画が策定されていた。

また、初動体制で30分以内に参集できる職員が確保されていることを確認した。防災体制に係るローテーションがあらかじめ設定され、さらに交代要員の確保についても、当番表等を作成することで、交代要員が確実に確保されていることを確認した。

## 2) 災害時における広報対応について

### 監査結果

記者発表、ホームページへの掲載等について、広報班の体制、情報の一元化が整えられていることを確認した。また、多くの事務所においては、「防災体制時の広報マニュアル」等を策定し、統一的な運用を行っていることを確認した。

## 3) 食料等の備蓄について

### 監査結果

「非常食在庫管理表」、「備蓄食糧一覧表」等により、適切に管理、保管されていることを確認した。

非常食及び飲料水の保存場所が分かりづらい、あるいは、数量不足となっている事務所が一部見受けられたので、非常時に混乱が生じないように、保管場所入口等へ掲示（入口ドア等への表示など）や業務継続計画（BCP）への記載、不足分の補充を検討するよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

## 4) 災害対策用機器類の整備状況について

### 監査結果

災害対策用物品は、各種管理簿により適正に管理されており、保管状況についても、庁舎内の倉庫に整然と保管されていることを確認した。

また、災害対策用機器類については、年間を通じて、適時点検を実施していることを確認した。

## 5) 防災対応力の強化について

### 監査結果

災害時の自治体支援としては、防災情報の提供の体制強化や、自治体及び関係機関と連携した訓練等が実施されていることを確認した。

その他、業務継続計画（BCP）は、全ての事務所で策定されていたが、策定後の更新が必要な事務所に、見直しを行うよう指導したところ、当該事務所から改善方針が示された。

また、次のような事務所独自の取組が行われていた。

- ・協定業者を対象に事務所長が講師となり、さらに気象台からも講師を迎え、熊本地震をテーマとした防災セミナーを実施。
- ・事務所タイムラインの作成、KU-SATⅡ設置訓練、防災用動画提供装置によるリアルタイム動画の提供、事務所防災対応クロノロの作成を実施。
- ・小学生や自治会などを対象に、体験型の実験（堤防決壊実験、浸水ドア実験、液状化実験）などの防災学習等に係る出前講座を実施。
- ・建設コンサルタント、建設業者との災害協定のほか、採石組合、トラック協会とも災害協定を締結し、災害時の体制強化を実施。
- ・平成24年7月の九州北部豪雨のパネル展を、事務所長が各市町村を巡回する形で開催し、地域住民の防災に関する意識を向上。
- ・首長と事務所長のホットラインに加え、副市長や副町長と副所長のホットラインを持ち、迅速な災害対応ができる環境を構築。

## ○行政サービス改善の取組

### 1) 許認可に関する事務処理の状況について

#### 監査理由

国民の権利利益保護の観点から、許認可等の行政手続きについては、透明性の向上と公正の確保を基本理念とし、適正に実施することが必要であり、また、国民の信頼を確保し、国土交通行政の円滑な推進を図るためには、行政サービス向上の観点から、効率性や透明性を高めることが重要であることから、行政手続法に基づく許認可事務の執行に関する処理状況について、監査を実施した。

### 監査結果

河川法に基づく申請から許可処分までの標準処理期間は、事務所長専決事項については2ヶ月間とされている。平成28年度及び平成29年度の河川法に基づく占用許可は、概ね期間内に処理されていた。

道路法に基づく申請から許可処分までの標準処理期間は、原則として2～3週間とされている。平成28年度及び平成29年度の道路法に基づく占用許可は、期間内に処理されていた。

都市公園法に基づく申請については、許可を受けたい日の2週間前までに行うこととしている。平成28年度及び平成29年度の都市公園法に基づく占用許可は、期間内に処理されていた。

## ○広報広聴等の対外的なコミュニケーションの取組

### 監査理由

九州地方整備局所管事業や施策の意義、重要性、目的及び内容等を広く一般に広報し、多様化するニーズの把握、事業に対する問いかけ、及び、事業や施策の評価のための広聴を実施することとして、平成19年8月6日付けで九州地方整備局広報実施要領を定め、平成29年3月16日に開催した広報委員会において、「平成29年度九州地方整備局広報戦略」を策定している。今回の監査では、広報実施要領に基づく、広報計画の作成・実施状況について、次の3点を中心に監査を実施した。

- 1) 事務所広報委員会の開催状況
- 2) 事務所広報計画の作成状況
- 3) 広報計画・広報戦略に基づく広報実施状況

### 1) 事務所広報委員会の開催状況について

### 監査結果

事務所の広報委員会については、広報活動を計画的、効果的に実施するため広報委員会を設置するよう、九州地方整備局広報実施要領に定められている。

広報委員会の開催状況を確認したところ、事務所によって名称、開催回数、構成等は異なるものの、殆どの事務所で広報計画策定時、中間(フォローアップ)時、広報活動報告時に適切に開催されていることを確認した。しかし、一部の事務所では、事務所業務の特殊性はあるものの、広報計画作成そのものを外注して、その成果を確認して年間の広報計画としている事例や、実務的には広報計画等を適切に作成し広報を的確に実施しているものの、広報委員会を



開催していない事例、及び、広報委員会の組織に事務所長が入っていない事例が見受けられたことから、今後は、広報委員会を適切に開催するよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

## 2) 事務所広報計画の作成状況について

### 監査結果

広報活動を計画的、効果的に実施するため、事務所の重点方針を盛り込んだ毎年度の広報計画を作成することとなっている。

事務所の広報計画の作成状況を確認したところ、全ての事務所において、実施スケジュール、実施項目・内容、広報対象等を盛り込んで、適切に作成されていることを確認した。

## 3) 広報計画・広報戦略に基づく広報実施状況について

### 監査結果

広報の実施については、具体の広報展開として「地域の元気に繋がる広報の推進」や「地域の安全・安心に向けた広報の推進」、「所管事業に関する広報の推進」、「建設業界と連携した広報の推進」、「継続的かつ効果的な広報に向けた取組の推進」など、九州地方整備局広報戦略に具体事例などを紹介しているところである。

計画的な広報の実施状況を確認したところ、各事務所において、記者発表や出前講座、現場見学会、ホームページの更新等を広報計画に基づき実施していることを確認した。事務所によっては、フェイスブックによる広報などを積極的に実施している事務所も見られた。

個別事例では以下に示す事務所独自の効果的な取組が確認できた。

- 学校生徒等への広報を重点的に行い、土木技術者の育成に資するために現場見学会を実施。
- 地域の学校の教員に、川での体験活動の指導時の安全対策などについて、座学や体験学習する場を提供。
- 地域住民を対象に、工事の進捗状況を体感していただくことを目的とした現場見学会を実施。
- ダムの役割や機能・効果に係る住民の理解の促進を図るため、ダムツアー（「ダムサファリパーク」）、各種団体及び地域の小学生を対象としたダム見学会を実施。これらの見学会等においては、一般的にはダム建設時点でしか見られない大型重機やダム底見学などの見学ルートの工夫、ビデオや模型を使った分かりやすい説明を心がけて実施。

- 甚大な被害をもたらした平成24年7月の九州北部豪雨から5年目を迎えるにあたり、水防災意識を継続的に維持するために、流域自治体と共同し九州北部豪雨をテーマにした防災パネル展を開催。
- 2017年度の事務所紹介リーフレット作成にあたり、職員の集合写真をはじめ、研修時の写真を掲載し、職員の顔が見えるリーフレットとなるよう工夫をしている。このリーフレットは、職員全員参加により作成し、事務所の役割、歴史、組織、設備・施設・保有機材及びバリアフリー体験施設等を写真や図で簡潔にまとめて分かりやすく表現し、職員の達成感を高めつつ、事務所をアピール。
- 男女ともに活躍できる職場の環境づくりを進めることを目的に、主に女性職員を対象とした現場見学会を実施（平成28年12月と平成29年5月に各2回開催し、延べ30名の参加者があった。女性専用トイレ等の環境づくりを進めるうえで、参加者からの貴重な意見を得ることができている。）。

## ○適切な用地業務の執行の取組

### 1)不正防止対策の取組について

#### 監査理由

用地業務の執行にあたっては、過去の不正事案を受け、各段階において、不正防止対策を実施するよう通知等において定められており、その実施状況について、毎年度フォローアップ調査を実施している。当該フォローアップ調査については、用地業務を所掌する全事務所を対象として用地部において実施していたが、平成27年度の通達改正により、一般監査対象事務所は除くとされたことから、当該フォローアップ調査の内容について、一般監査において監査を実施した。

#### 監査結果

補償案件及び用地関係発注業務を抽出し、不正防止対策が実施されているかについて、監査を実施した。補償案件に関しては補償金算定調書や用地交渉記録簿等の確認及び幹部職員へのヒアリングを実施し、用地関係発注業務に関しては成果品及び仕様書等の確認を行ったところ、全事務所において、適正に処理されていることを確認した。

## 2) 適正な用地業務の執行について

### 監査理由

用地等の取得にあたっての補償額の算定については、一般補償基準等に基づき、適正に行われるべきものである。また、補償金算定調書、用地交渉記録簿、契約書等の作成・管理、収入印紙の管理等についても適切に行われる必要がある。特に、補償額算定については適正な算定を行うとともに、見積書徴収については、不当要求行為等に対応するために通知等で定められており、1,000万円を超えるものについては、本局の了解を要することとなっている。これらを踏まえて、事務所の用地業務の執行状況について監査を実施した。

### 監査結果

補償案件について、補償金算定調書等を抽出し確認したところ、一般補償基準等に基づき適正に算定され、算定の根拠となる書類及び契約関係書類等も適正に整備されていることを確認した。補償額算定に係る見積書徴収については、1,000万円を超える案件を確認したところ、本局の了解を受けて適正に処理されていた。また、その他の見積徴収について該当のある事務所において確認したところ、適正に処理されていることを確認した。

収入印紙の取扱いについては、収入印紙受払簿等で確認したところ、適正に管理されていた。

## 3) 補償コンサルタント発注方式の選定について

### 監査理由

用地関係業務の発注については、業務の内容や発注金額に応じて、通知に基づき適切な発注方式を選定することとされていることから監査を実施した。

### 監査結果

平成28年度及び平成29年度発注の用地関係業務を対象に確認したところ、通知に基づき適切に発注手続きが行われていることを確認した。

また、大幅増額案件についても適切に処理されていることを確認した。

## 4) 取得用地の適正な管理について

### 監査理由

工事着手前の取得用地については、定期的に取得用地の巡視を行い、「取得用地管理図」及び「巡視記録」を作成し、工事着手までの間、適切に管理を行うこととされていることから監査を実施した。

#### 監査結果

書面及び現地目視により管理状況を確認したところ、必要に応じて、危険回避のための措置や不法占有防止柵等の設置が行われる等の措置が執られていることを確認した。

### 5) 情報セキュリティ対策について

#### 監査理由

平成25年4月に九州地方整備局管内で発生した用地関係個人情報拾得事案を受けた情報セキュリティ確保の強化の対策については、通知等に基づき、委託業務発注時の受注者への周知徹底を図るとともに、情報の嚴重な取扱いを図ることが義務づけられていることから、事務所の情報セキュリティ対策について監査を実施した。

#### 監査結果

情報セキュリティ確保の強化に関する事項について、用地委託業務を抽出し、特記仕様書、作業計画書、打合せ記録簿等の確認を行ったところ、遺漏無く実施されていることを確認した。併せて個人情報の保管についても、全事務所において適切に行われていることを確認した。

また、個人情報の管理については、通知によって用地関係の取扱いが示されており、これに基づき、特定個人情報取扱者の指定等の台帳を整備して、書類を嚴重に保管しているかを確認をしたところ、適切に行われていることを確認した。

### 6) 用地職員の職場環境改善、人材育成に対する取組について

#### 監査理由

用地職員一人ひとりが、誇りとやりがいを感じ、モチベーションを保ちながら、仕事をするための職場環境の整備(情報の共有化、ミス防止対策等)や人材育成に対する研修、講習等の取組を推奨しているところであり、その取組について監査を実施した。

#### 監査結果

各事務所において、定期的な勉強会、OJT、コンプライアンスミーティング等により、職員間の情報共有、知識の向上、倫理意識の向上が図られていることを確認した。

### 3 その他指示・指導事項

#### 監査結果

#### ○高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しについて

高知県内の入札談合事案を踏まえ、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」及び「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施の運用について」が通知され、予定価格作成時期の後倒し、競争参加者の入札書と技術資料及び施工計画の同時提出、歩掛等見積書のマスキング、入札・契約手続運営委員会資料の競争参加者名マスキングの徹底、電子入札システムICカードの使用制限の徹底等が定められている。これらの実施状況について監査を実施したところ、本通知の対象である一般土木工事については、全ての事務所で予定価格作成時期の後倒し、競争参加者の入札書と技術資料及び施工計画の同時提出、歩掛等見積書のマスキング、入札・契約手続運営委員会資料の競争参加者名マスキングが適切に実施されていることを確認した。また、一般土木以外の工事においても、予定価格作成時期の後倒し、歩掛等見積書のマスキング、入札・契約手続運営委員会資料の競争参加者名マスキング等、不正が発生しにくい取組が行われている。

電子入札システムのICカードについては、殆どの事務所で契約担当課で適切に保管され、使用状況はICカード使用簿により管理されていたが、一部の事務所では使用状況の把握がなされていなかったことから、ICカード使用簿により適切に管理するよう指導したところ、監査後に当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

#### ○不正防止対策について(入札、見積徴収等の適正な執行)

入札執行、見積徴収、契約の相手方との契約変更等の協議に係る事務処理対応については、「入札執行・見積徴収時の留意事項について」及び「契約の相手方との契約変更等の協議及び単価合意協議等に係る適切な事務処理対応について」等が通知され、入札の執行・見積の徴収場所、入札・見積の執行職員等、契約変更協議に係る具体的対応等が定められている。これらの対応状況について監査を実施したところ、殆どの事務所において、入札室等の別室で、入札執行者(契約担当課長)と立会者が同席のうえ入札執行が行われている。また、契約変更の協議等については、契約担当課・積算担当課・立会者の3名が同席のうえ、会議室等の別室又は契約担当課受付カウンター等で適切な対応がなされていることを確認した。

一方、入札の執行を執務室の自席で行っている事務所、契約変更に係る協

議等について、契約担当課と積算担当課が同席した対応がなされていない事務所、入札執行等を全て契約担当係長等で行っている事務所等、対応の改善を要する事務所も一部見受けられた。このため、入札執行及び契約変更協議等の適切な対応を指導したところ、監査後に当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

### ○談合疑義案件の処理について

入札談合に関する情報等に対しては、「談合情報対応マニュアル」及び「談合疑義事実処理マニュアル」に基づき対応することとされている。監査においては、談合情報、談合疑義案件の発生状況及び対応状況について確認を行ったところ、談合疑義の判断要素に該当する案件が一部の事務所で発生していたが、全ての事務所において、談合疑義事実処理マニュアルに基づき適切に対応されていることを確認した。

### ○一般競争(物品・役務)における事務処理について

一般競争の契約に係る入札参加資格要件等については、会計法、予算決算及び会計令、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領等に基づき行うこととされている。監査においては、有資格等級のランク、実績要件及び契約手続きに係る日程の確保状況等について確認したところ、事務処理は概ね適切に行われていたが、一部の事務所において、入札公告の公示から証明書の提出期限までを原則中10日以上とすべきところを、殆どの場合において「急を要する場合」として短縮している状況が見受けられた。入札・契約手続きに係る日程の短縮等については、案件の緊急性を厳正に運用するよう指導したところ、監査後に当該事務所から改善方針が示された。

### ○通常型(従来型)指名競争における事務処理について

通常型(従来型)指名競争の契約に係る指名業者の選定等については、会計法、予算決算及び会計令、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領等に基づき行うこととされている。監査においては、指名業者の選定、指名競争に付する根拠、契約手続きに係る日程の確保状況について確認を行ったところ、通常型(従来型)指名競争契約が実施された事務所においては、法令等に基づき適切に事務処理が行われていることを確認した。

### ○少額随意契約における事務処理について

少額随意契約における見積業者の選定手続き、見積書の徴収方法、積算参考資料の作成、検査職員の任命、履行の確認、支払い等の事務処理について

監査を実施したところ、概ね適正に行われていたが、一部の事務所で決議書の余白で行う検査命令が確認できないもの、納品書の提出日が確認できないものが見受けられたことから、通達等に基づき適正に事務処理を行うよう指導したところ、監査後に当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

### ○随意契約における内部決裁の強化について

随意契約における内部決裁体制等の強化については、「公共調達適正化に関する事務取扱について」及び「随意契約の内部決裁体制等の強化について」が通知され、協議委託契約等に係る随意契約書の作成、随意契約締結に係る本局事前審査等を行うこととされている。監査においては、これらの実施状況について確認を行ったところ、該当する事務所は、適切な事務処理を行っていることを確認した。

### ○随意契約理由書の作成について

工事、建設コンサルタント業務等及び物品・役務に係る随意契約理由書、並びに、競争性が確保されている随意契約における契約理由書の作成状況について監査を実施したところ、概ね適切に作成されていたが、プロポーザル方式による契約理由書の作成にあたって、一部の事務所で事務連絡（競争性が確保されている随意契約における契約理由書の一部変更について）に沿った記載がなされていない事案が見受けられたことから、適切な作成について指導したところ、当該事務所から改善方針が示された。

### ○支出負担行為手続以前の審査強化について

「九州地方整備局の支出負担行為手続以前の審査強化について（通知）」に基づく事務手続きについて監査を実施したところ、全ての事務所において、本局「適正支出審査会」に関する事務処理が適切に行われていることを確認した。

### ○契約書等の作成について

契約書の作成にあたっては、会計法、予算決算及び会計令に基づき、契約内容等の必要事項を記載し作成することとされている。また、政令で定める場合は、契約書の作成を省略することができるが、契約事務取扱規則により契約書を省略した場合においても、特に軽微な契約を除き、請書等を徴取することとされている。監査においては、契約書の作成、請書の徴取及び記載事項について確認を行ったところ、特に軽微な契約を除き、契約書の作成又は請書の徴取がなされ、法令等で定める必要な項目が適切に記載されていることを確認した。

### ○監督職員、検査職員の任命等について

工事、建設コンサルタント業務等に係る監督職員等及び検査職員の任命等に当たっては、会計法、予算決算及び会計令、地方整備局請負工事監督検査事務処理要領等に基づき行うこととされている。監査においては、監督職員等及び検査職員の任命手続き、人事異動に伴う監督職員等の変更手続き等について確認を行ったところ、殆どの事務所において適正に事務処理が行われていたが、一部の事務所において、検査職員の任命について決裁手続きを行っていない事例が見受けられたことから、検査職員は決裁を経て任命するよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

### ○前金払、概算払、精算払について

前金払、概算払については、会計法、予算決算及び会計令により支払うことができる経費が指定されており、また、精算払等については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」等により支払の時期等が定められている。監査においては、前金払、概算払、精算払の事務処理状況について確認を行ったところ、適切に支払いがなされていることを確認した。

### ○工事・委託業務等にかかる成績評定通知について

工事、委託業務等における成績評定の通知については、「工事成績評定委員会開催の徹底について」及び「工事成績評定通知書及び委託業務等成績評定通知書の通知について」等により、成績評定委員会を原則月1回開催し、委員会終了後は直近のCCMS入力日に評定を入力し、翌日には通知することとされている。監査においては、成績評定委員会の開催及び成績評定通知書の通知状況について確認を行ったところ、殆どの事務所で適切に事務処理が行われていたが、一部の事務所において、業務の完了から成績評定通知まで数ヶ月を要している事例が見受けられた。評定結果は、入札参加者の評価に直接結びつくものであり、完了検査の翌月には成績評定委員会を開催し、遅滞なく成績評定通知を行うよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

### ○契約情報等に係る情報の公表状況について

発注見通し、入札・契約の過程及び契約内容等の契約情報に係る公表等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、各通達等に基づき実施しているところである。監査においては、閲覧場所の設置、通則的事項の公表、発注見通しの公表、入札・契約の過程及び契約



内容等に係る情報の公表、随意契約における契約理由書の公表等について、確認を行ったところ、概ね適正に実施されていたが、一部の事務所で公表漏れの事例が一部見受けられたことから、公表に係る所内体制を整えるよう指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

## ○工事現場における施工体制について

工事現場における適正な施工体制の確保については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、発注者が点検その他必要な措置を講じることが義務付けられ、また、同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においては、要領の作成等による統一的な監督の実施に努めることとされている。監査においては、同指針による「工事現場等における施工体制の点検要領」に基づく、現場における施工体制の把握の実施状況等について確認を行った。

施工体制台帳に添付が義務づけられている下請契約書及び再下請負通知書等については、各工事現場において概ね適切に整備されていた。施工中の建設工事の現場に示す建設業許可の標識及び施工体系図については、公衆の見やすい場所に掲示する必要があるが、一部の工事において掲示場所が不適切な状況が見受けられた。また、元請業者は、施工体制台帳・施工体系図作成に係る関係者への周知義務として、工事現場の見やすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示することとなっているが、複数の工事現場で掲示されていない状況が見受けられた。適切な現場管理を行うには、建設業法等の遵守が重要であり、主任監督員は発注者として、建設業法等関係法令を十分に理解のうえ、受注者を指導すべきことについて助言したところ、監査後において当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

## ○電気通信設備の物品登録状況について

工事等で取得又は移設した電気通信設備については、国有財産又は物品として管理している。国有財産には、国の庁舎及び付帯設備等が公用財産として国有財産台帳で管理されているほか、道路法、河川法及び砂防法に基づく、道路の附属物、河川管理施設及び砂防設備（以下、これらを合わせて「道路附属物等」という。）等が公共用財産として管理されている。国有財産に該当しない設備は、物品管理法等に基づき物品として管理することになる。

物品として管理すべき電気通信設備を物品管理簿に記録していないことや、物品として管理していた電気通信設備が国有財産である道路附属物等となった際に物品管理簿から減じていないことについて、会計検査院より、是正及び改善措置を求められた。

このため、平成28年12月27日付け事務連絡で、取得または移設した電気通信設備について、国有財産又は物品のいずれに該当するかの適切な判断を

行い、物品については物品管理簿へ速やかに記録し、物品として管理していた電気通信設備が不用となった場合についても物品管理簿の記録を減ずるなど、適切な処理を指導している。

さらに、会計検査院より是正及び改善措置を求められた電気通信設備の物品管理簿への登録漏れや削除漏れについては是正を行い、会計検査院に是正の報告を行っており、これらを踏まえ、平成29年7月5日付け事務連絡で、電気通信設備の物品管理簿への記録の徹底を指導しているところである。

監査においては、物品管理簿及び現場機器を確認したところ、一部において、現場機器に物品標示票が貼付されていないものが見られた。適切な物品管理を行うために、現場機器に物品標示票の貼付を指導したところ、監査後において当該事務所から改善を行った旨報告がなされた。

## ○電気通信設備の応急復旧対策用の資機材について

電気通信設備の応急復旧対策用の資機材(光ファイバーケーブル等)については、迅速かつ円滑な災害応急対策への備えとして、応急復旧用資機材の備蓄及び資機材の効率的な運用を図るため、保管台帳作成や現物への表示を推進しているところである。資機材の保有状況を確認したところ、光ファイバーケーブル等を保有していない事務所があった。光ファイバーケーブル等は事務所と他事務所を結ぶ回線として重要なものであり、万一の際に早期復旧の対応が行えるための備えについて指導したところ、監査後において当該事務所から改善方針が示された。

## ○電気通信設備の管理について

電気通信設備の管理は、設備の正常な機能及び性能の維持を図るために、日常の保守を適正に行うとともに定期的に点検及び整備を実施し、設備に障害が発生した場合は修理等の対応を行い、その障害を最小限にする措置を行うこととしている。

電気通信設備は、電気通信設備保守業務にて定期的な設備の点検を行い、機能維持を図っており、設備に不具合が認められた場合は、電気通信設備保守業務等に対応し、適切な設備の管理を行っているが、一部の設備においては、メーカーの交換推奨時期を過ぎているものや、老朽化による機能低下しているものがあった。これらは設備の運用状況や性能・機能上、使用可と判断し、経過観察しているものであった。予算の制約があり厳しい状況ではあるが、設備の重要性を考慮し、計画的に更新や交換を行うように指導したところ、監査後に当該事務所から改善方針が示された。

また、一部の発電機室の天井及び壁面の広範囲に雨漏りの痕跡が見られ

た。漏水が電気設備に及んだ場合、設備の故障だけではなく、感電、火災などの電気事故が発生する恐れがあるため、早急に対策を講ずるように指導したところ、監査後に当該事務所から改善方針が示された。

#### ○電気室の管理及び予備品等の適正な管理について

電気室は、高圧受電設備が設置されており、感電事故などの危険の恐れがあるため、入口に「高圧危険」及び「関係者以外立入禁止」を表示した標識を設置し、関係者以外の入室を制限することとしている。

また、電気室内には火災予防の観点から電気工作物の保安上必要とする機材等を除き、可燃物や物品等を置かないことを原則としている。

電気室の入口には「高圧危険」及び「関係者以外立入禁止」の標識が設置されていたが、一部の電気室内においては可燃物はないものの、撤去機器等が保管されていた。

速やかに電気室から撤去機器等を移動し、適切な管理状態となるように指導したところ、監査後に当該事務所から改善方針が示された。

## 4 平成27・28年度一般監査のフォローアップ

一般監査実施事務所等に対するフォローアップを、平成26年度から以下により実施している。

- ① 一般監査終了後及び実施年度の翌年度の4月1日現在並びに10月1日現在における措置状況、措置方針を事務所からの報告により確認する。  
一般監査実施年度の翌々年度の10月1日現在における、措置状況を事務所からの報告により確認する。
- ② 上記①により確認した措置状況等のうち数例を抽出し、その詳細を現地にて確認の上、必要に応じて指導・助言等を行う。

上記②により、今年度の第4四半期に、平成27年度及び平成28年度の一般監査実施事務所のうち2事務所を選定し、九州地方整備局重点事項としている「行政情報の管理・保管に関する取組」のうち、「行政文書の管理・保管」に関するその後の措置状況についてフォローアップ現地調査を実施した。

フォローアップ現地調査の結果、以下のような取組及び現状を確認した。

### フォローアップ現地調査の結果について

平成27年度及び平成28年度の一般監査における指示事項であった、行政文書の管理・保管については、平成27年度から平成29年度にかけて以下のような取組が行われていることを確認した。

- ・保存期間満了文書廃棄同意リストに基づき、書庫に保管している文書を廃棄していた。
- ・行政文書の適切な管理に関する所内会議を開催し、①行政文書の保管状況の確認、②保管状況を踏まえ適切な行政文書管理のため必要な作業フローの作成、③作業フローを踏まえ各所属毎の作業スケジュールの作成等を行い必要な作業を実施した。

しかし、書庫において、文書管理システム上の背表紙が整備されていない文書ファイルや背表紙に不備がある行政文書ファイルが依然として残存している状況が見受けられた。

以上の取組、現状及び意見に対して、行政文書の適正な管理は、行政を適正かつ効率的に運営するとともに、行政機関の諸活動を国民に説明する責任を全うするために必要となるものであり、関係法令等に基づき適切に分類、作成、保存及び廃棄を行うことが重要であるので、事務所としても行政文書の管

理、保管についての基礎知識の周知や、意識啓発の取組を推進するよう指導した。

行政文書の管理、保管については、事務所全体で取り組む必要があることから、中長期的な作業完了の目標設定などを行い、作業工程表を作成し、事務所全員に周知するなど確実に実施するよう指導した。

また、行政文書の整理に十分な時間が確保出来ない場合には、委託により整理することが妥当な作業を特定したうえで、予算を確保し、委託により処理することについて検討するよう指導した。

## 5 <参考> 推 奨 事 項

### 広報活動の工夫の取組

大分川ダム工事事務所  
八代河川国道事務所  
宮崎港湾・空港整備事務所  
菊池川河川事務所  
山国川河川事務所  
博多港湾・空港整備事務所  
九州技術事務所

#### 【大分川ダム事業の広報の取組(大分川ダム工事事務所)】

大分川ダム工事事務所では、現在建設中である大分川ダムの役割や機能・効果に係る住民の理解の促進を図るため、ダムツアー(「大分川ダムサファリパーク」)、各種団体及び大分市内の小学生を対象としたダム見学会を実施している。これらの見学会等においては、一般的にはダム建設時点でしか見られない大型重機やダム底見学などの見学ルートの工夫、ビデオや模型を使った分かりやすい説明を心がけている。また、勉強会を行ったうえで事務所職員全員で案内役を務めるなど、ダム事業の広報のみならず、事務系・技術系を問わず、全職員のダム事業に関する知識や説明力向上に繋がる取組となっている。



【学校生徒や教員を対象とした現場体験等の機会の提供(八代河川国道事務所)】

八代河川国道事務所では、学校生徒等への広報を重点的に行い、各種イベントに多くの参加者を得ている。

河川では、球磨川流域の小中学生を対象として、現場体験等の場として、「川の安全教室」、「水生生物調査」を実施している。さらに、平成29年度は、地域の学校の教員に、川での体験活動の指導時の安全対策などについて、座学や体験学習する場を提供している。これらにより、河川への理解の向上に繋がる取組となっている。



道路では、小中高生や地域住民を対象に南九州西回り自動車道の現場見学会を実施している。八代市内の高等専門学校の生徒や教員を対象とした見学会では、土木技術者の育成に資するために、現場見学、工法や新技術の学習を行っており、年5回で約160名が参加している。また、小学生や保護者を対象とした現場見学会では、工事中の橋面上のお絵描きを取り入れるなどの工夫を行っている。これらにより、公共事業への理解の促進、土木工事に対する興味と関心の向上に繋がる取組となっている。



### 【関係機関との連携による広報活動(宮崎港湾・空港整備事務所)】

宮崎港湾・空港整備事務所では、宮崎港及び細島港において、関係機関と連携した「みなと見学会」を実施している。宮崎港では、カーフェリーを運営している民間企業の協力を得て、停泊中のフェリー見学を実施するとともに、港湾事業の広報を行っている。細島港では、港湾管理者である宮崎県と協力して、国際コンテナターミナルの港湾施設の見学会を実施している。

みなと見学会は、県内の250近くの小学校に案内を行い、小学生に対し「みなと」の役割や重要性を直接目で見て学ぶ機会を提供するものであり、平成28年度は12校745名の参加を得ており、港湾への興味と関心を高める取組となっている。



### 【女性職員を対象とした現場見学会の取組(菊池川河川事務所)】

菊池川河川事務所山鹿出張所では、男女ともに活躍できる職場の環境づくりを進めることを目的に、女性職員を対象とした現場見学会を実施している。平成28年12月と平成29年5月に各2回開催し、延べ30名の参加者があった。女性専用トイレ等の環境づくりを進めるうえで、参加者から貴重な意見を得ることができている。また、事務所職員が従事している業務と現場との関わりの理解に繋がる取組となっている。





**【体験型の実験による防災学習(菊池川河川事務所)】**

菊池川河川事務所では、小学生や自治会などを対象に、体験型の実験(堤防決壊実験、浸水ドア実験、液状化実験)などの防災学習等に係る出前講座を積極的に行っている。防災は自助、共助の取組が重要であることの認識を深めていただき、地域住民の防災意識の向上に繋がる取組となっている。



**【水防災意識社会の再構築に向けた自治体との共同広報の取組(山国川河川事務所)】**

山国川河川事務所では、山国川流域で甚大な被害をもたらした平成24年7月の九州北部豪雨から5年目を迎えるにあたり、水防災意識を継続的に維持するために、山国川流域自治体と共同し九州北部豪雨をテーマにした防災パネル展を開催している。

今回の防災パネル展は、7月3日から7月14日までの2週間、山国川流域の大分県中津市役所(耶馬溪支所、本耶馬溪支所を含む。)、福岡県上毛町役場、同吉富町役場で実施しており、その状況が地元民放テレビ、地元新聞社により報道され、地域住民等の水害に対する防災意識の維持・向上に繋がる取組となっている。

防災パネル展 開催日時

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">中津市本庁 1階ロビー : H29.7.3 ~ 7.7</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">上毛町役場 1階ロビー : H29.7.3 ~ 7.7</div>						
9	10	11	12	13	14	15
<div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">耶馬溪支所 1階ロビー : H29.7.10 ~ 7.14</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">本耶馬溪支所別館ロビー : H29.7.10 ~ 7.14</div> <div style="border: 1px solid cyan; padding: 2px;">吉富町フォーユー会館ロビー : H29.7.10 ~ 7.14</div>						



**【事務所間及び関係機関との連携による広報活動(博多港湾・空港整備事務所)】**

博多港湾・空港整備事務所では、大牟田市及び熊本港湾・空港整備事務所と連携して、出前講座の取組として、世界文化遺産の構成資産である三池港、及び海洋環境整備船「海輝」の現場見学会を実施している。

この出前講座は、平成27年度より大牟田市内の小学校高学年を対象に実施しており、見学会や座学を通じて、港の役割、三池港の歴史、海洋環境を目で見て聴いて体感して学ぶ企画となっている。平成29年10月には150名の参加を得ており、港湾への興味と関心を高める取組となっている。



**【ソーシャルメディアを活用した広報(九州技術事務所)】**

九州技術事務所では、平成23年度から業務向上委員会を設置し、事務所及び九州防災・火山技術センターの活性化を図ることを目的に活動している。同委員会には、広報部会、学習部会、事務・業務改善部会が組織されており、毎月1回程度、各部会が開催されている。特に、広報部会では、年度毎に広報計画策定や広報効果の評価を行い、平成29年6月にはソーシャルメディア情報発信ルールを作成し、新技術情報や防災・災害対応に関する情報を積極的に投稿しており、整備局の技術的な情報を発信する取組となっている。

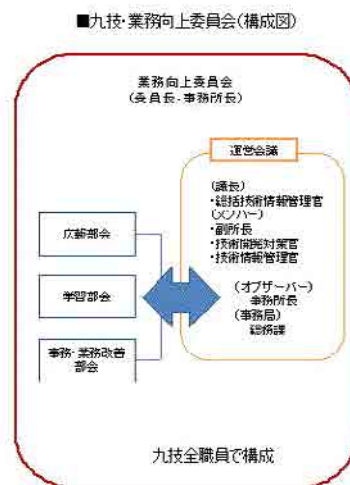


国土交通省 九州地方整備局九州技術事務所  
昨日 15:00

新技術 (NETIS) 情報  
平成29年度に九地整で登録された技術  
技術名: 【Asny工法】  
登録No: QS-170011-A... もっと見る

Asny工法は、パネルの連結に連結プレートを採用することで、気泡混入軽量土1.0mの打設高に対して連結プレートのせん断力で安全性を確保する。  
軽量盛土基礎部にコンクリートの打設部を設け、気泡混入軽量盛土の冠壁幅を2.0m以上確保でき、構造体の安定を回れる。  
基礎部を現場打ちコンクリートにする事で、基礎部の安定性を確保し、河川沿いでの水位上昇による水の影響に対応可能。

施工手順



### 【事務所職員全員参加による事務所紹介リーフレット作成（九州技術事務所）】

九州技術事務所では、2017年度の事務所紹介リーフレット作成にあたり、職員の集合写真をはじめ、研修時の写真を掲載し、職員の顔が見えるリーフレットとなるよう工夫をしている。このリーフレットは、職員全員参加により作成し、事務所の役割、歴史、組織、設備・施設・保有機材及びバリアフリー体験施設等を写真や図で簡潔にまとめて分かりやすく表現し、職員の達成感を高めつつ、事務所のアピールを行う取組となっている。



### 人材育成の工夫の取組

菊池川河川事務所  
大分河川国道事務所  
山国川河川事務所  
熊本港湾・空港整備事務所

### 【菊池川クラブの取組（菊池川河川事務所）】

菊池川河川事務所では、事務所内の情報共有及び人材育成のために、平成27年度から「菊池川クラブ」を開催し、年間10回程度を目途に、職員や外部講師による講義を行っている。講師を担当する職員が業務内容を分かりやすく説明することにより、各職員が担当する業務に対する職員相互の理解が深まり、懸案事項の解決に向けた改善提案や活発な意見交換が行われ、円滑なコミュニケーションに繋がっている。また、講師としてのプレゼンテーション能力の向上、ひいては、自己研鑽意識の向上にも繋がる取組となっている。



### 【「学問のすゝめ」大分義塾の取組(大分河川国道事務所)】

大分河川国道事務所では、平成18年度から職員の技術力向上を図るため「朝の勉強会」を継続的に実施しているが、平成29年度からは「『学問のすゝめ』大分義塾～大分に入らば大いに学問すべし」と改称し、事務官・技官を問わず参加している。また、出張所では映像情報共有化システムを活用し、各自のパソコンから視聴できる工夫もなされている。

平成29年度は、10月末現在で、9回実施(第2、第4水曜日)し、延べ244名が参加している。各課から日頃の業務の中で得られた知識や技術を20分間のプレゼンテーションにより紹介することで、職員のスキルアップが図られている。また、質疑応答等による横断的なコミュニケーションや整備局HOTNEWSへの情報発信を通じて、元気な職場づくりにも繋がる取組となっている。



### 【CIM活用による生産性向上(山国川河川事務所)】

山国川河川事務所では、多志田地区(下流)築堤工事の受注者がCIMを活用していることから、受注者の協力を得て、事務所職員等を対象としたCIMの勉強会を開催している。CIMを活用することにより、地元説明会における分かりやすい説明や、工事期間中の道路規制の最適なあり方の検討に繋がっている。

事務所と受注者が連携し、今後の生産性向上に繋がる取組となっている。



### 【みなとの匠3G活動の取組(熊本港湾・空港整備事務所)】

熊本港湾・空港整備事務所では、「みなとの匠3G活動」を実施している。年度当初に月毎のテーマを設定し、担当業務の報告会の開催や、担当職員以外の職員の安全パトロールへの参加促進を図っている。

報告会を開催することにより職員のプレゼンテーション力の向上、報告者の担当業務等に対する理解の深化、情報共有による技術力の向上が図られ、安全パトロールへの参加を通じて現場を見る機会を増やすことにより現場力の向上が図られるなど、職員のスキルアップやモチベーションの向上に繋がる取組となっている。



## 防災対応の工夫の取組

鹿児島営繕事務所  
八代河川国道事務所

### 【管内官庁施設マップ作成による情報把握の取組(鹿児島営繕事務所)】

鹿児島営繕事務所の所管施設は、鹿児島県・宮崎県の両県にわたり広く分布している。当事務所においては、所管施設が一目で把握できる所管施設の位置と概要を示した管内官庁施設マップを作成し執務室に掲示している。本マップは平成24年度から作成しており、これまでに2回の大幅改訂を経て、最新版は、気象台が発表する震度情報を示す地図を並置できるようにし、より見やすく改良されており、通常時はもとより、大規模地震発生時の対応の迅速化に繋がる取組となっている。



[A0版2枚相当の大判サイズ]

【防災体制ポケット版作成(八代河川国道事務所)】

八代河川国道事務所では、急時の連絡網、事務所体制発令基準、水防対象観測所の基準水位、地震発生時の初動マニュアル等を記載した「防災体制ポケット版」を作成し全職員に配付している。ポケット版は、名刺サイズ程度に折りたたんで携帯できるように工夫しており、的確な防災対応に繋がる取組となっている。

The collage displays several key documents from the 'Disaster Response Pocket Edition':

- Cover Page:** Features the title '八代河川国道事務所 防災体制ポケット版' and a QR code for 'ライブカメラ情報' (Live Camera Information).
- Table 1:** '水防警報、洪水予報 基準観測所一覧' (Water Level Gauge Standards). A table listing gauges like '観音堂' and '大野' with their respective water levels.
- Diagram 2:** '地震発生時の初動マニュアル【勤務時間外編】' (Earthquake Initial Response Manual [Off-hours]). A flowchart showing the sequence of actions from '地震発生' (Earthquake Occurs) to '避難誘導' (Evacuation Guidance).
- Table 3:** '風水害対策 勤務体制発令基準' (Disaster Response Organizational Standards). A table with columns for '発令基準' (Triggering Standards) and '発令体制' (Organizational Structure).
- Table 4:** '災害応対対策 勤務体制発令基準' (Disaster Response Organizational Standards). Similar to Table 3, but for general disaster response.
- Table 5:** '火山災害対策 勤務体制発令基準' (Volcanic Disaster Organizational Standards).
- Table 6:** '河川水害事故対策 勤務体制発令基準' (River Water Disaster Organizational Standards).
- Form 7:** '【安否確認】携帯等メール記載(報告)内容' (Safety Confirmation via Mobile Email). A form for reporting safety status, including fields for name, address, and contact info.

[裏面に連絡系統図を記載、折りたたんで携帯]

【風水害対応に係る事務所版タイムライン及びふりかえりの取組(八代河川国道事務所)】

八代河川国道事務所をはじめ、球磨川流域の人吉市、球磨村では、球磨川水害タイムラインを作成し、風水害の発生に備え、事前の行動、洪水時の行動、事後の行動などをまとめている。災害発生前の準備行動と仮に災害が発生した際に求められる行動とが、災害が発生した場合の被害の大小を左右する場合がある。このため、当該事務所では、災害対応行動についてのふりかえりを行うためのチェックシートを作成し、タイムラインのブラッシュアップを行うこととしており、災害発生時の被害を最小限に抑えることに繋がる取組となっている。

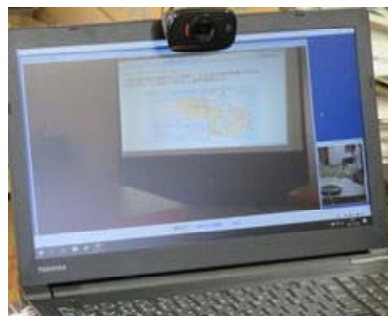


## 業務改善の取組

熊本港湾・空港整備事務所

### 【テレビ会議システムの活用(熊本港湾・空港整備事務所)】

熊本港湾・空港整備事務所では、本事務所職員と八代港分室職員が会議を行う場合にテレビ会議システムを積極的に利用している。従来であれば、本事務所で開催する会議に八代港分室から参加する場合は、往復2時間を要していたが、テレビ会議システムを利用することにより、移動時間を削減でき、業務の効率的な実施や職員のワークライフバランス実現に繋がる取組となっている。



## 安全管理の取組

大分川ダム工事事務所

国営海の中道海浜公園事務所

苅田港湾事務所

### 【安全パトロール等の取組(大分川ダム工事事務所)】

大分川ダム工事事務所では、事務所が直接関与する安全パトロールについては、①毎月1回工程会議の前段で、事務所職員と全受注者が合同で複数の工事現場を見て回るパトロール、②毎月1回、ダム本体工事について、事務所工事課とダム本体工事の受注者が合同で行うパトロール、③毎週水曜日に事務所長と主任監督員が抜き打ちで複数の工事現場を巡視し、不備があれば要改善点を指摘するパトロール、という3パターン of 安全パトロールを実施している。また、各工事の現場代理人が集合し、複数の現場を合同巡視する取組が行われている。これらにより現場の安全面への注意喚起及び整理整頓の向上が図られる取組となっている。

さらに、ダム本体の監査廊内作業及び仮排水路トンネル内作業においては、受注者によるICタグを用いた入坑退坑者の確実な管理が行われており、現場の安全管理の徹底が図られる取組となっている。



## 【公園関係機関による園内施設等の合同一斉点検の取組(国営海の中道海浜公園事務所)】

国営海の中道海浜公園事務所では、公園内の事務所が管理している施設等の点検を、事務所と公園管理受託者との合同で年2回、海の中道海浜公園管理運営協議会の施設管理保全部会で年10回実施している。これらの点検は、公園管理受託者が実施している通常の施設等点検に加えて、実施しているものである。事務所職員や園内の各施設管理者が参加するこれらの点検は、利用者の立場に立って、植物、建物、工作物、清掃状況などについて実施しており、園内施設等の健全な状態を維持することで、公園利用者の安全で快適な公園利用の確保を図る取組となっている。



また、利用者の立場に立って施設等の点検を実施することにより、公園管理に対する事務所全職員及び各施設管理者双方の意識向上にも繋がる取組となっている。

## 【「0(ZERO)プロジェクト」の取組(苅田港湾事務所)】

苅田港湾事務所では、工事及び測量調査業務の受注企業及びその代表者名等と無事故記録日数を記載したパネルを事務所玄関に掲示するとともに、ウェブサイトで公表している。日々、無事故記録日数を更新し、完了検査後は、緑十字の安全マークを表示している。平成29年9月末時点で無事故記録日数が通算2,800日(約7年8ヶ月)を超えている。

発注者が工事等の無事故記録日数を公表する取組は管内港湾関係初であり、受注者・発注者ともに、安全に事業を進める意識の向上に繋がる取組となっている。

0プロジェクト宣言	
わたしたちは、すべてに安全を優先します。	
無事故記録 2,804日達成 平成29年9月9日現在	
(株)白海 代表取締役 上野世志史 苅田港(本港地区) 航路(-13m)水深測定(-12m)工事(第3次)	無事故で工事完成
三洋物産(株)九州支社 支社長 山地定明 平成29年度苅田港(本港地区)測量調査	無事故で業務完了
三洋物産(株)九州支社 支社長 山地定明 平成29年度苅田港(本港地区)水路測量外1件	無事故で業務完了
日本物理探検(株)九州支店 支店長 城之内明 平成29年度苅田港(本港地区)航路(-13m)水深測定	無事故で業務完了
(株)エスケイシー 代表取締役 岩本徳文 平成29年度苅田港(新松山地区)岸壁(-13m)工事	無事故で業務完了
若松港湾工業(株)代表取締役 井川臣治 平成29年度苅田港(新松山地区)岸壁(-13m)工事	無事故で工事完成
基礎地盤力(株)九州支社 取締役支社長 田上裕 平成29年度苅田港土質調査	無事故で業務完了